

山梨県住宅供給公社分譲事業支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県住宅供給公社分譲事業支援補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、山梨県住宅供給公社(以下「公社」という。)が行う住宅・宅地の分譲事業(以下「対象事業」という。)について、発生した損失額(以下「事業損失額」という。)に対してその補填に要する経費の一部を補助することにより、公社の経営の安定を図ることを目的とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の対象となる経費は、対象事業の事業損失額の補填に要する経費とする。

2 補助金の額は、定額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 公社は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式第1号により別に定める日までに、補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、別紙様式第2号により補助金交付決定通知書を公社に通知するものとする。

(事業損失額の補填に要する経費の変更)

第6条 公社は、事業損失額の補填に要する経費を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式第3号により変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の受入の中止又は廃止)

第7条 公社は、補助金の交付決定後において補助金の受入を中止又は廃止しようとするときは、別紙様式第4号により中止(廃止)の変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第8条 公社は、補助金の交付対象である会計年度が終了したとき又は前条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、別紙様式第5号により補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業損失額の補填が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式第6号により公社に通知する。

(補助金の支払)

第10条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

2 公社は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、別紙様式第7号により補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 知事は、公社が次の各号の一に該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全額若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 本要綱の規定に違反したとき。

(2) 第4条に定める補助金交付申請書、第6条に定める変更承認申請書、第8条に定める補助金実績報告書に虚偽の記載をしたとき。

(補助金の経理等)

第12条 社は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を最終の補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

この要綱は、平成19年11月14日から施行する。